

板橋区障がい者グループホーム支援事業実施要綱

(平成19年7月2日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領（平成21年5月21日20福保障居第3985号。以下「東京都要領」という。）に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という。）の安定的な運営を図り、障がい者の日常生活に適する居室その他の設備を低額な料金で利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、板橋区（以下「区」という。）独自の支援事業を実施し、もって障がい者の地域社会における自立生活を助長することを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

助成

この要綱を直接の根拠として支出するもの。

(対象)

第3条 この要綱の対象となるグループホームは、区が援護を実施する者が利用する次に掲げる事業所とする。

(1) 通過型グループホーム（以下「通過型」という。）

東京都要領に基づき、通過型として都知事の指定を受けたグループホーム

(2) 滞在型グループホーム（以下「滞在型」という。）

法第36条第1項の規定に基づき都知事等による指定を受けたグループホームであって、前号の通過型としての指定を受けていないもの。なお、都外の事業所については、別表第1に掲げる運営主体とする。

(支援事業の内容)

第4条 この事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 運営費の助成

(2) 夜間支援体制に対する助成

(3) 家賃の助成（滞在型に入居している知的障がい者、身体障がい者又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの（以下「難病患者等」という。）に限る。）

(4) 施設借上費の助成（精神障がい者又は通過型の入居者に限る。）

(5) 通過型の助成

ア 通過型加算（退去後の通過型加算を除く。）の助成（都内グループホームに限る。）

イ 通過型加算（退去後の通過型加算に限る。）の助成（区内グループホームに限る。）

ウ 施設借上費基本額（6月以内の入院に係る施設借上費相当額）の助成（都内グループホームに限る。）

エ 施設借上費（退去後及び交流室の施設借上費）の助成（区内グループホームに限る。）

(6) 精神科医療連携体制に対する助成

(7) 開設準備経費に対する補助

(運営費の助成)

第5条 運営費の助成は、次のとおり行うものとする。

(1) 助成額の算定は、月単位とし、その額は別表第1に掲げる日額単価に次号に定める支援を行った日数（以下「基準日数」という。）を乗じて得た額とする。

(2) 基準日数として算定できる日は、入居者に対して次の支援を行った日とし、支援を行う旨を予め個別支援計画に記載するものとする。

ア 日常生活支援（掃除、洗濯、買い物、脱着衣、日常生活関連動作の支援等）

イ 食事提供支援

ウ 介護等支援

エ 入院時における病院等との連絡調整等支援

オ 帰宅時における家族等との連絡調整等支援

カ その他入居者に対する支援

(夜間支援体制に対する助成)

第6条 東京都要領に基づき夜間支援体制の認定を受けた指定共同生活援助事業所を運営する者の、夜間支援体制に対する助成額の算定は、月単位とし別表第1に掲げる夜間加算の日額単価に基準日数を乗じて得た額から、国給付費額内の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）分を控除した額とする。

(家賃の助成等)

第7条 区長は、グループホームの入居者（滞在型に入居している知的障がい者、身体障がい者又は難病患者等に限る。）の所得に応じて、入居者が支払った家賃の額の一定額を別表第1の基準により助成することができる。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護受給者は助成の対象から除くこととする。

3 家賃の助成を受けようとする者は、家賃助成申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

4 区長は、申請者に対する家賃の助成を適当であると認めるとき又は所得額が基準を超えるため不相当であると認めるときは、家賃助成承認・不承認通知書（別記第2号様式）を申請者に送付する。

5 家賃助成の請求は、請求書（別記第3号様式）により、区長宛てに提出して行うものとする。

(施設借上費の助成)

第8条 区長は、グループホームに対し、入居者（精神障がい者又は通過型の入居者に限る。）の居住する居室の家賃等として別表第1の基準により助成することができる。

2 施設借上費基本額の助成を受けようとする者は、施設借上費支給・変更・更新申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項に基づく申請を受けた場合は、速やかに審査し、その適否を決定し、施設借上費支給（不支給）決定通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(退去後の施設借上費及び交流室の施設借上費)

第9条 区長は、板橋区内の通過型グループホームの入居者（板橋区の障がい者）退去後の居室及び交流室1室の家賃等として別表第1の基準、算定方法により助成することができる。

2 退去後の施設借上費及び交流室の施設借上費の助成を受けようとする者は、退去後の施設借上費及

び交流室の施設借上費支給・変更申請書（別記第8号様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 3 区長は、前項に基づく申請を受けた場合は、速やかに審査し、その適否を決定し、退去後の施設借上費及び交流室の施設借上費支給（不支給）決定通知書（別記第9号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（通過型の助成）

第10条 通過型の加算は、次の算定方法による。

- （1）通過型加算の助成（都内グループホームに限る。）

ア 通過型加算の算定は、月単位とし別表第1に定める日額単価に第5条に定める基準日数を乗じて得た額とする。

イ 通過型グループホームに対し、別表第1に定める基準額に、入居者が退去した日から3月後の属する月の末日までの日数を乗じた額を助成する。ただし、3月後の属する月の末日までに新たに利用者が入居した場合は利用者が入居した前日までの日数を乗じた額を助成する。なお、当助成の対象は板橋区内のグループホームに限る。

- （2）施設借上費基本額の助成（都内グループホームに限る。）

別表第1に定める算定方法による。

（精神科医療連携体制に対する助成）

第11条 東京都要領に基づき、精神科医療連携体制に対する助成に係る精神科医療連携体制加算は、次を標準として算定するものとする。

- （1）算定は月単位とし、その額は別表第1に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。
（2）対象者は、精神障がい者として支給決定を受けている利用者とする。
（3）以下の要件を全て満たしていること。

ア 東京都から精神科医療連携体制の認定を受けた指定共同生活援助事業所であること。

イ 月1回以上、対象となる利用者が診療を受けている精神科医療機関との連携を行い、その記録を作成すること。

ウ 利用者の状態を把握できるよう、適宜、ヒアリング等を行うこと。

エ イ及びウに係る記録を5年間保存し、区から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

（補助の条件）

第12条 第4条第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する助成は、助成の対象となるグループホームごとに、以下の各号の条件をいずれも満たしている場合に助成するものとする。

- （1）福祉サービス第三者評価の受審

ア 福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受けた事業所については、指定日から3年間は適用しない。

ウ 受審が完了せずに3年を経過した場合は、起算日から3年を過ぎた月から受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を受けることができない。

(2) 外部研修等受講

ア 前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、当該グループホームを運営している法人以外の者による外部研修等を受講すること。この場合において、「一定数以上」とは、事業年度の前年度の4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）とし、また、「外部研修等」とは運営法人以外の者が当該グループホームの事業所外又は事業所内で実施する研修であり、主として障がい理解に関する内容の研修とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受けた事業所については、指定日を含む年度及びその翌年度は適用しない。

ウ アの規定を満たさない場合は、翌年度のサービス提供分について助成を受けることができない。

※ グループホーム運営事業者は、ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年1回以上外部研修等を受講するよう努めること。

(3) 書類の保存

第1号及び第2号に係る書類を5年間保存し、区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(変更の申請等)

第13条 第8条第3項、第9条第3項の規定により助成金の交付決定を受けた者は、交付決定後、事情により申請の内容を変更しようとする場合は、施設借上費支給変更・更新交付申請書（別記第4号様式）、退去後の施設借上費支給・変更申請書（別記第8号様式）に関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前条の規定による申請があったときは、前条に定める申請書及び必要書類により内容を審査し、その適否を決定し、施設借上費支給（不支給）決定通知書（別記第5号様式）、退去後の施設借上費支給（不支給）決定通知書（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。

(退去の届出等)

第14条 グループホームを退去しようとする者は、施設借上費支給廃止（辞退）届（別記第6号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前条の規定による申請があったときは、前条に定める施設借上費支給廃止（辞退）届及び必要書類により内容を審査し、その適否を決定し、施設借上費廃止決定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

付 則

1 この要綱は、平成19年7月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 第3条第1号に掲げる通過型グループホームには、東京都精神障害者グループホームB型運営要綱に基づきB型の指定を受けていたグループホームで、東京都が通過型の指定を受けているものとみなしているものを含むものとする。

付 則

この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成24年6月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成25年5月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成26年5月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第4条第6号及び第10条の規定 平成31年1月1日
- (2) 第11条第1号ア及びウの規定 令和3年4月1日
- (3) 第11条第2号ア及びウの規定 令和2年4月1日

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、令和3年度分以降の助成等について適用し、令和2年度分以前の助成等については、なお従前の例による。

付 則

この要綱の一部改正は、決定日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

類型	配置区分	障害支援区分等	都 加 算 日 額 単 価							
			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
外部サービス利用型	4対1	第5条(2)ア、イ、ウ								
		区分2以上	1,395	1,472	1,491	1,549	1,588	1,665	1,722	1,780
		区分1以下	245	322	341	399	438	515	572	630
		第5条(2)エ、オ、カ								
		区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190
		区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
	5対1	第5条(2)ア、イ、ウ								
		区分2以上	1,196	1,258	1,274	1,321	1,353	1,415	1,463	1,510
		区分1以下	246	308	324	371	403	465	513	560
		第5条(2)エ、オ、カ								
		区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
		区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
	6対1	第5条(2)ア、イ、ウ								
		区分2以上	1,519	1,574	1,587	1,628	1,654	1,710	1,751	1,790
		区分1以下	569	624	637	678	704	760	801	840
		第5条(2)エ、オ、カ								
区分2以上		3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	
区分1以下		2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	
体験	第5条(2)ア、イ、ウ									
	区分2以上	1,058	1,144	1,166	1,231	1,275	1,361	1,425	1,490	
	区分1以下	0	0	16	81	125	211	275	340	
	第5条(2)エ、オ、カ									
	区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	
	区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	

<運営費以外の助成>

(1) 加算

(単価/日額)

項 目	金 額	摘 要
通過型加算	926円	—
夜間加算	991円	—
精神科医療連携体制加算	330円	平成31年1月1日から適用

(2) 家賃助成(滞在型に入居している知的障がい者、身体障がい者又は難病患者等に限る。)

区分	入居者の所得税	摘要
1	月額73,000円 未満	月額34,000円を限度とする。 なお、法34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては上記の金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。

2	月額73,000円 以上 97,000円 未満	月額22,000円を限度とする。 なお、法34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては上記の金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。
---	----------------------------	---

所得基準等は別表第2による。

(3) 施設借上費 (都内のグループホームでかつ、精神障がい者又は通過型の入居者に限る。)

施設借上費額	摘 要
<p>月額 69,800円</p> <p>上記の金額は、家賃に加え、更新料、礼金を含めた合計額である。</p> <p>ただし、家賃等の額が69,800円を下回る場合は当該家賃等の額とする。</p> <p>なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費(補足給付費)の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。</p>	<p>① 入居者の居住する居室の家賃、更新料(更新事務手数料含む)及び礼金</p> <p>② 住宅扶助対象者の場合、家賃から住宅扶助費限度額及び特定障害者特別給付費を控除した後に、自己負担が生じる場合にその額が施設借上費となる。</p>

(4) 退去後及び交流室の施設借上費 (板橋区の障がい者を入居させる板橋区内の通過型に限る)

施設借上費額	摘 要
月額 69,800円	<p>1 入居者が退去した居室の家賃、更新料及び礼金</p> <p>2 交流室(1室)の家賃、更新料及び礼金</p>

基準額 (上限)	摘要
<p><u>月額家賃額(69,800円)</u> × 補助対象月数</p> <p>ただし、家賃等の額が69,800円を下回る場合は当該家賃等の額とする。</p>	<p>(1) 入居者が退去した居室の家賃 (入居者が退去した日から、3月後の属する月の末日まで支給することができる。)</p> <p>(2) 交流室(1室)の居室の家賃</p>
<p><u>月額家賃額(69,800円)</u></p> <p>ただし、家賃等の額が69,800円を下回る場合は当該家賃等の額とする。</p>	<p>(1) 入居者が退去した居室の更新料及び礼金 (入居者が退去した日から、3月後の属する月の末日まで支給することができる。)</p> <p>(2) 交流室(1室)の居室の更新料及び礼金</p>

(5) 都以外の運営主体の利用委託費

運営主体	利用委託費
東京都以外の地方公共団体が実施する、この要綱と同種の事業において、当該地方公共団体から設置費等の補助を受け、その指導、監督を受けている運営主体	当該地方公共団体が定めた運営費に関する補助金又は委託料の基準額に準じて区長の定める額

別表第2

- 1 所得額は、入居者の収入月額（収入として認定しないものに該当するものは除く。）から必要経費を控除した額とする。
- 2 収入は、次のものをいう。
 - (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第1項に定める不動産所得、第28条第1項に定める給与所得及び第33条第1項に定める譲渡所得
 - (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に定める公的年金給付
 - (3) 国及び地方自治体が支給する各種手当、交通費給付
- 3 収入として認定しないものは、次のものをいう。

地方公共団体又はその長が支給する福祉的給付金のうち、支給対象者1人につき17,000円以内の額（月額）
- 4 必要経費は、次のものをいう。
 - (1) 社会保険料
 - (2) 所得税
 - (3) 地方税
 - (4) 交通費
 - (5) 2の収入から3を差し引いた額を基に、別表第3「基礎控除額表」から算出された額